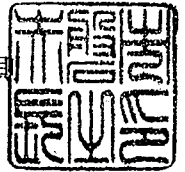


赤磐市入出金機及び収入金送金貸借業務に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和6年1月12日

赤磐市長 友 實 武 貞



## 1 事業概要

- (1) 業務名 赤磐市入出金機及び収入金送金貸借業務（長期継続契約）
- (2) 業務内容 別紙「赤磐市入出金機及び収入金送金貸借業務に係る仕様書」のとおり。  
ただし、契約時における仕様は受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで  
ただし、運用開始は令和6年3月25日からとする。なお、運用開始後の管理・運営に関する業務については、予算の範囲内において令和11年3月24日まで契約を締結する。
- (4) 提案上限額
  - ①入出金機設置工事費（機器の運搬等含む）  
55,000円（消費税及び地方消費税額を含む）
  - ②入出金機借上げ料（月額）  
181,500円（消費税及び地方消費税額を含む）※ ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案条件額を超えてはならない。

## 2 参加資格要件

単体企業で、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第1号から第3号までに該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 過去10年間（平成25年度～令和4年度）に、入出金機及び収入金送金業務に関する機器設置、又は管理・運営の受託実績があること。（長期継続契約の場合は、12か月以上の履行を可とする。）

- (7) 仕様書の要件に対応できること。
- (8) 国税及び地方税を完納している者であること。
- (9) 岡山県内に営業所を所有していること。

### 3 評価基準

別紙「赤磐市入出金機及び収入金送金貸借業務プロポーザル審査基準」のとおり

### 4 担当部署

〒709-0898 岡山県赤磐市下市344

赤磐市役所 会計課 (担当: 安藤)

TEL: 086-955-2953

FAX: 086-955-1275

E-mail: kaikei@city.akaiwa.lg.jp

### 5 手続き等

#### (1) 関係書類の交付期間、場所及び方法

- ア 交付期間 令和6年1月12日(金)から令和6年1月23日(火)まで
- イ 場 所 赤磐市ホームページ
- ウ 方 法 電子データのダウンロード

#### (2) 参加申込書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年1月23日(火)午後5時必着
- イ 場 所 赤磐市役所 会計課  
(〒709-0898 岡山県赤磐市下市344)
- ウ 方 法 持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残るものに限る。)

#### (3) 提案書の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年2月9日(金)午後5時必着
- イ 場 所 赤磐市役所 会計課  
(〒709-0898 岡山県赤磐市下市344)
- ウ 方 法 持参又は郵送(簡易書留等配達記録が残るものに限る。)

#### (4) 仕様書等に関する質問に関する事項

- ア 受付期間 令和6年1月12日(金)から令和6年1月22日(月)午後5時まで
- イ 方 法 電子メールまたは書面
- ウ 回 答 公平性を保つため、令和6年1月23日(火)までに質問内容の回答の全てを赤磐市ホームページ内で公表する。

#### (5) プレゼンテーション及びヒアリング

- ア 予定日時 令和6年2月15日(木)実施時間は別途通知を行う。
- イ 実施場所 提案参加者に別途通知を行う。
- ウ 実施内容 1事業者につき30分以内(おおむねプレゼンテーション20分以内、質疑応

答1.0分以内)とする。

6 その他

詳細については、「赤磐市入出金機及び収入金送金貸借業務プロポーザル実施説明書」による。